

整理番号		受付日時	月	日	時	分	受付者	
------	--	------	---	---	---	---	-----	--

2024年5月27日

(宛先)  
小金井市議会議員

小金井市議会議員

坂井えり子

発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

表題及び質問の具体的内容	備考
<b>1 「小金井平和の日条例」制定から10年。今こそ平和事業の拡充を。</b>	
小金井市は、「小金井平和の日条例」を2014年12月18日に制定した。今年度は、条例制定10周年の節目の年だが、市の認識が薄いように捉えている。	
(1) 周年行事を実施しよう。	
(2) 市主催に限らず、市民による「平和」をテーマとした活動をサポートするなど、市民とともに、平和事業を拡充していこう。	
<b>2 新庁舎に移るまでの維持は必須。築59年経った市役所本庁舎のいま。</b>	
1965年竣工、耐用年数50年の市役所本庁舎は今年で築59年となる。災害発生時に災害対策本部を設置することになっている本庁舎は、直ちに倒壊する危険性は低いものの、新庁舎に移るまでの維持は必須だ。年を重ねるごとに不具合が増えており、懸念している。不具合と修繕の状況は？	
(1) 水まわり (2) タイル (3) サッシ (4) 雨漏り	
<b>3 再生可能エネルギー100%電力の拡大を。</b>	
2022年1月から、市役所本庁舎・西庁舎は再生可能エネルギー100%電力に切り替えた。現在、環境楽習館(旧 雨デモ風デモハウス)でも導入済みだが、他施設への拡大は？	
<b>4 直接請求・市民請求による市民投票は、市民が行使できる直接民主主義の権利!</b>	
2004年、『市政の主役は、市民です。』という前文で始まる「小金井市市民参加条例」が施行された。その後2009年には、議員提案の「市民からの請求による市民投票」を規定した改正案が施行され15年が経過した。地方自治の基本である間接民主制を補完する直接民主主義の規定、市民が行使できる権利の定めがある条例を評価している。	
(1) 地方自治法第74条に定めのある直接請求と市民参加条例第18条に定めのある市民からの請求による市民投票の違いは。	
(2) 条例制定、改正案の提案から可決までの経緯は。	
(3) これまでに条例第18条に基づく市民投票が実施されたことはあるのか。	
	以上